

(1) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
25/02/21	金	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室
		18:30	小学校長会退職者感謝の会	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
25/02/22	土			
25/02/23	日	10:00	もりおか郷土芸能フェスティバル	キャラホール
		15:00	長岡利明氏瑞宝小綬章受章記念祝賀会	メトロポリタン盛岡ニューウイング
25/02/24	月			
25/02/25	火			
25/02/26	水	10:00	教育委員会臨時会	都南分庁舎 教育委員会室
25/02/27	木	10:00	【市議会】代表質問	本庁舎 議場
25/02/28	金	10:00	【市議会】代表質問・一般質問	本庁舎 議場
25/03/01	土	11:00	【市長代理】太田小学校創立150周年記念式典	太田小学校体育館
25/03/02	日			
25/03/03	月	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
25/03/04	火	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
25/03/05	水	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
		本会議終了後	【市議会】全員協議会	本庁舎 委員会室
25/03/06	木	13:30	映画「新渡戸の夢」盛岡市上映実行委員会発会総会	プラザおでって 第1・第2会議室
25/03/07	金	10:00	【市議会】議案質疑	本庁舎 議場
		12:10	市内小・中学校臨時校長会議	勤労福祉会館5階大ホール
		19:00	盛岡市中学校長会「感謝と惜別の宴」	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
25/03/08	土			
25/03/09	日			
25/03/10	月	10:00	【市議会】総務・教育福祉常任委員会	本庁舎 委員会室
25/03/11	火	14:40	【協議会】岩手県東日本大震災津波追悼式	トーサイクラシックホール岩手
25/03/12	水			
25/03/13	木	13:00	【市議会】本会議	本庁舎 議場
25/03/14	金	10:00	【市議会】予算審査特別委員会(歳入)	本庁舎 委員会室
		16:00	第6回調整会議	サンセール盛岡
25/03/15	土	10:00	生出小学校閉校記念式典	生出小学校 体育館
		12:30	生出小学校思い出を語る会	生出小学校 体育館
25/03/16	日			
25/03/17	月	8:40	教育委員会臨時会	本庁舎 401会議室
		14:00	【市議会】予算審査特別委員会(教育福祉)	本庁舎 委員会室
25/03/18	火			
25/03/19	水	17:00	【市議会】予算審査特別委員会(表決)	本庁舎 委員会室
25/03/20	木			
25/03/21	金	10:00	【市議会】総務・教育福祉常任委員会	本庁舎 委員会室
25/03/22	土			
25/03/23	日			

年月日	曜	時刻	行事名	場所
25/03/24	月			
25/03/25	火	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室

(2) 令和7年3月市議会定例会の概要について

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
2/27	<代表質問>			
(木)	1 千葉伸行 (盛友会)		【教育長挨拶について】	
		教育長	部活動の取り組みの方向性について伺う。	学校教育課
		教育長	新しい教育振興基本計画における「芸術文化の振興」及び「スポーツの推進」の見直しの趣旨について示せ。	総務課
		教育長	I C T活用に関する教員へのフォローやサポート体制の強化について所見を示せ。	学校教育課
		教育長	教育D Xを通じた教員の負担軽減の実効ある取組について所見を示せ。	学校教育課
		教育長	いじめ対策について、実効ある対策とするための所見を示せ。	学校教育課
		教育長	こども相談室との連携等での成果や課題を示せ。	学校教育課
		教育長	フリースクールを利用する場合の支援事業により補助金を交付する制度の導入を検討してはどうか。	学校教育課
		教育長	子どもたちの居場所の拡充について、フリースクールの活用も有効と考えるが、所見を示せ。	学校教育課
		教育長	「ひろばモリーオ」サテライト分室やアウトリーチ型支援など多様課題への対応を進めるとしているが、その概要について示せ。	学校教育課
		教育長	新しい学校給食センターにおける災害対応について見解を伺う。	学務教職員課
		教育長	子供を中心に、家庭・地域・学校・行政が連携し、運動の目標とする「地域総ぐるみで『たくましく生きる盛岡の子』を育もう」に向けた所見を伺う。	学校教育課
	2 兼平孝信 (創盛会)		【市長挨拶について】	
		市長	学校給食無償化の意義について、市長の考えを伺う。	学務教職員課
		教育長	【教育長挨拶について】	
		教育長	学校教育の役割について所見を伺う。	学務教職員課
		教育長	市立図書館において、本や人との豊かな出会いの場となるよう取り組むとあるが、市の図書館3館を指すものか、高松の市立図書館のことを指すのか。	生涯学習課
	3 神部伸也 (日本共産党)		【市長挨拶について】	
		市長	新たな学校給食センターの整備について、令和12年度からの供用開始が可能か伺う。	学務教職員課
		市長	学校給食の無償化について、小学校から段階的でも一歩踏み出すべきと考えるが、市長の考えを伺う。	学務教職員課
			【教育長挨拶について】	
		教育長	城北小学校のからまつ吹奏楽団、北陵中学校吹奏楽部の楽器の更新への何らかの支援について、教育長の所見を伺う。	学校教育課
		教育長	「デジタル・シティズンシップ」について、市教委として方針を持って取り組むべきではないかと考えるが、教育長の所見を示せ。	学校教育課
		教育長	「いわての復興教育」の「家庭・地域と連携・協働」について、指導や実践を具体的に示せ。	学校教育課
		教育長	安全対策について、例年に比べ声掛け事案が増えているように聞いているが、実態はどうか伺う。	学校教育課
		教育長	事案があった場合はすぐに学校等へ通報するよう児童生徒に指導していると思うが、その他に具体的な対策を行っている事例を伺う。	学校教育課

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
		教育長	就学援助費の費目拡大について改めて所見を伺う。	学務教職員課
		教育長	学校図書活動が活発になるよう、全校への学校司書の配置が必要だと考えるが、認識を伺う。	学校教育課
		教育長	小中学校の特別教室へのエアコン設置について、令和7年度の工事が完了した時点での設置率は何パーセントになるか。	総務課
2/28	4 中村亨		【教育長挨拶について】	
(金)	(市政クラブ)	教育長	教育委員会職員安全衛生委員会の発足から現在まで「何に取り組む」、学校にもたらされた「効果」と今後の「課題」について伺う。	学務教職員課
		教育長	学校公開研究会の開催頻度と取り組み方について、所見を示せ。	学校教育課
		教育長	教育委員会職員安全衛生委員会で相談された取組を、校長会等を通して全小中学校が足並みをそろえて実施することへの教育長の考えを伺う。	学務教職員課
		教育長	盛岡市教育研究所の分科会に働き方改革部会を設け、教員自らが当事者意識をもって取り組むことについて教育長の考えを伺う。	学務教職員課
	5 太田隆司		【市長挨拶について】	
	(公明党)	市長	学校給食の無償化について、市長の考えを伺う。	学務教職員課
			【教育長挨拶について】	
		教育長	新しい教育振興基本計画を遂行するにあたり、教育長が大事にしたいもの、重点的に取り組んでいきたいことについて伺う。	総務課
		教育長	地域の実情を踏まえた小中学校の適正配置について所見を伺う。	学務教職員課
		教育長	県の「こころの相談室」との連携について所見を示せ。	学校教育課
<一括質問>				
	1 佐藤明彦		(該当なし)	
	(盛友会)			
	2 鈴木聖子		(該当なし)	
	(公明党)			
3/3	3 後藤百合子		【学校における新聞教育について】	
(月)	(無所属)	教育長	新聞を活用しての学校教育についての所見を示せ。	学校教育課
		教育長	自治体としての支援についての考えを示せ。考えていないなら、児童生徒の思考力、情報読解分析能力の醸成に対するリーズナブルな財政支出と判断されるが、所見を示せ。	学校教育課
			【地域ねこ事業の学習化について】	
		教育長	地域ねこ事業について、教育の一環として学習することはいかがか、所見を示せ。	学校教育課
	4 高橋和夫		【自衛隊と行政について】	
	(日本共産党)	教育長	自衛隊員を講師とした防災訓練は市内各校で行われているものか。このような事例は市教育委員会の指導によるものか、校長の判断によるものか。	学校教育課
		教育長	「消防署職員」や「救急救命士」といった専門職をお願いしない理由は何か。	学校教育課
	5 寺長根浩		(該当なし)	
	(創盛会)			

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)	
	6 三田村亜美子 (日本共産党)		(該当なし)		
	7 櫻裕子 (盛友会)		(該当なし)		
3/4 (火)	8 野田尚紀 (盛友会)		【町内会・自治会と子供会の現状とコミュニティーの維持保全について】		
			(1) 町内会・自治会と子供会の現状と課題及びそれらに対する対策		
		教育部長	町内会や自治会、また子供会が消滅または存亡の危機に陥っている事例はあるか。その現状認識、実情、課題について伺う。	生涯学習課	
		教育部長	それらに対し、どのような対応や対策をしているか伺う。	生涯学習課	
	9 鈴木努 (日本共産党)			【給食について】	
		教育部長	国による無償化が実現した場合、給食未実施校における支援の在り方について伺う。	学務教職員課	
		教育部長	学校給食に係る経費について、教職員分についても公費負担が必要と考えるが、県への要望も含めて対応について伺う。	学務教職員課	
		教育部長	盛岡市学校給食センターのパンやご飯の提供停止について、対応や再発防止に向けた対策について伺う。	学務教職員課	
		教育部長	新たな学校給食センターを建設するに当たって、「単独自校方式の利点」を取り入れることについて伺う。	学務教職員課	
		教育部長	学校給食の地産地消の取組や、学校給食における地元農産物の利用状況について示せ。	学務教職員課	
教育部長		八王子市の取組を参考にした学校給食センターの活用について所見を伺う。	学務教職員課		
教育部長		ドライ方式の3校を新たな学校給食センターに集約する理由を示せ。	学務教職員課		
10 庄子春治 (日本共産党)			【学校教育について】		
			(1) 不登校・いじめの実態と対策		
	教育長	不登校の要因のかなりの部分が、教師との関係や学校そのものにあるのではないかと認識を示せ。	学校教育課		
	教育長	直近の不登校の実態と、不登校傾向の児童生徒、1,000人当たりの不登校児童生徒数は何人かを示せ。	学校教育課		
	教育長	いじめの実態、不登校との因果関係についてどのように把握しているのかを示せ。	学校教育課		
	教育長	「よりよい学校づくり」の取組について、不登校対策、いじめ対策を含め、その成果と課題を示せ。	学校教育課		
			(2) 教員の働き方改革		
	教育長	教員の働き方改革や時間外労働の実態に係る市教委の取組を伺う。	学務教職員課		
			(3) 子どもの学び場の確保		
	教育長	学校内外の多様な学びの場の確保についてどのように取り組むのか。モリーオの分室について詳細を示せ。	学校教育課		
教育長	盛岡市ではフリースクールとの連携はどのように行っているか、学校に行けない児童生徒の居場所はどのような実態に合っているのか、そのうち、フリースクールやモリーオに通っている児童生徒数を示せ。	学校教育課			

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
		教育長	フリースクールの月謝の金額や市内の実情はどうか、フリースクールへの財政的支援を行う自治体が増加していることはどう把握しているか、市としての支援をどう考えているかを示せ。	学校教育課
		教育長	夜間中学の検討状況について伺う。	学務教職員課
	11 山崎智樹 (盛友会)		【将来の盛岡市のまちづくりを担う人材の育成と環境作りについて】	
			(1) 市の既存施設と子どもの遊び場	
		教育部長	子ども科学館に全天候の教育と掛け合わせられるような遊び場の設置について伺う。	生涯学習課
			(3) これから目指す先人教育	
		教育長	先人教育を明確な学びの設計に展開していく取組について所見を示せ。	学校教育課
3/5 (水)	12 豊村徹也 (創盛会)		【公共施設におけるガス利用について】	
		その他	・災害時に避難所となる学校施設における都市ガス・LPガスの設置状況について伺う	資産経営課
		教育部長	新しい学校給食センターにおける災害対応について見解を伺う。	学務教職員課
<一問一答>				
	1 佐藤尚弘 (日本維新の会)		【学校給食の喫食時間について】	
		教育長	(1) 市立小学校、中学校の通常時間割における給食(昼食)の喫食時間のそれぞれの最短時間・最長時間及び最短時間の学校における喫食時間の設定根拠を教示されたい。	学校教育課
		教育長	(2) 最短の喫食時間について、子どもたちの声としてどのようなものがあるか。	学校教育課
		教育長	(3) 学校給食の目標は何か。	学務教職員課
		教育長	(7) かつて、厚生労働省が策定した健康日本21や、岩手県が策定した健康いわて21プランでは、「1日最低1食、きちんとした食事を、家族2人以上で、楽しく30分以上かけてとる者の割合の増加」を目標としていた。このことと学校給食の目標を考えあわせると、30分の喫食時間を確保すべきと考えるが、どのように考えるか。	学校教育課
		教育長	(9) 教育委員会は、「最短喫食時間」「推奨喫食時間」をガイドラインにより定め、学校に周知するとともに、保護者と共有すべきであると考えているが、所見を伺う。	学校教育課
			【学校給食の食べ残しと盛り付けについて】	
		教育部長	(1) 給食の食べ残しについて、盛岡市学校給食センターの1年間の総量・食べ残し率及び主食・副食の別並びにそれらの児童・生徒1人あたりの量及び1食あたりの量を教示されたい。また、食べ残しの原因として、児童・生徒にアンケート等を行っているか。これを踏まえて食べ残しの原因をどのように考えるか。	学務教職員課
		教育部長	(2) 主食(米飯)の食べ残しについては、子どもたちから”時間”と”ふりかけ”があれば食べられるとの声がある。ふりかけの持ち込みを認めない理由は何か。「食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う」という学校給食の目標に鑑みると、ふりかけを禁止するより、給食の味付けの背景等を示した上で、ふりかけの持参は各自の判断に委ねるのが適切であると考えているが如何か。	学務教職員課
		教育部長	(4) 給食の盛り付けについて、子どもたちから自分の食べられる量・食べたい量を盛り付けたいという声がある。これが認められていないのはなぜか。給食の目標にある判断力の涵養のためにも、ある程度自由な盛り付けを認めるべきではないか。また、盛り付け後・食前の「食缶戻し」は二度手間、かつ衛生面に課題があるのでやめるべきではないか。	学務教職員課

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
			【ランチボックス給食（給食自由選択方式）の食味向上と継続について】	
		教育部長	(1) ランチボックスの食味向上のため、温蔵庫もしくはランチジャー（保温容器）を導入すべきではないか。また、汁物を食缶もしくはスープジャーで提供することも考えられるが、所見を伺う。	学務教職員課
		教育部長	(2) ランチボックス給食は、美味しく、家庭の弁当と選択することができ、準備の手間もかからないことから子どもたちの評判が良い。公設の施設によるものより経済的であり、民間活力の活用にもつながることから継続すべきではないかと考えるが、所見を伺う。	学務教職員課
	2 池野直友 (公明党)		【教育行政について】	
			(1) トイレの状況	
		教育部長	トイレの改修、洋式化の進捗状況はいかがか。	総務課
		教育部長	すべての小中学校の改修が完了するのはいつ頃か。	総務課
	3 千葉順子 (盛友会)		(該当なし)	
	4 田山俊悦 (盛友会)		(該当なし)	
	5 野中靖志 (市政クラブ)		【市政運営について】	
			(2) 先人教育と平和教育	
		教育長	憲法第9条の発案に影響を与えた原敬の思想や功績について、先人教育を推し進め平和教育に一層強く取り組む必要があると思うが、所見を述べよ。	学校教育課

(3) 専決処分の報告について

1 報告の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により3月市議会定例会に報告事項として提出したので、報告するものである。

2 専決処分の内容

(1) 旧繫小学校建物について、外部団体への賃貸借を行うことに伴い、機械警備業務委託（長期継続契約）を令和7年1月31日で終了とする変更契約に伴う損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めたものである。（報告第15号）

(2) 次の工事及び業務委託について、契約金額を専決処分により変更したものである。

ア 盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（電気設備）工事（報告第16号）

イ 盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（機械設備）工事（報告第17号）

ウ 石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館展示制作業務委託（報告第18号）

3 報告書

別紙のとおり

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 5 日

盛岡市長 内 舘 茂

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 盛岡市津志田西一丁目24番15号
氏名 ALSOK岩手株式会社 代表取締役社長 瀧 川 誠
- 2 損害賠償の額 金77,200円也
- 3 損害賠償の原因

旧繫小学校建物について、外部団体への賃貸借を行うことに伴い、機械警備業務委託（長期継続契約）を令和 7 年 1 月 31 日で終了とする変更契約を行ったことによる。

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（電気設備）工事	契約金額「 245, 501, 300円」を「 249, 991, 500円」に改める。	令和 7 年 1 月 31 日

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（機械設備）工事	契約金額「240,692,100円」を「242,640,200円」に改める。	令和 7 年 1 月 31 日

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記業務の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

業 務 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館展示制作業務委託	契約金額「197,560,000円」を「202,169,000円」に改める。	令和 7 年 2 月 5 日

議案第 29 号

臨時専決処理につき承認を求めることについて

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により次のとおり臨時専決処理したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年3月25日提出

盛岡市教育委員会教育長 多田英史

臨時専決処理書

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について市長に意見を申し出ることについて、教育委員会の会議を招集する暇がないと認めたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、次のとおり臨時専決処理する。

令和7年3月3日

盛岡市教育委員会教育長 多田英史

市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について

令和7年3月盛岡市議会定例会に市長が提案する次の議案について、同意するものとする。

令和6年度盛岡市一般会計補正予算（第9号）（教育費分）

臨時専決処理の理由

令和7年3月盛岡市議会定例会に教育委員会に関する議案を市長が提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会としての意見を市長に申し出ようとするものである。

1 令和6年度一般会計補正予算(第9号)(教育費分)

《歳入》

【千円】

現計予算額	補正額	合計
4,111,354	△ 148,918	3,962,436

内 容

①文化財保存事業費補助金(歴史文化課)	△ 1,907
②社会資本整備総合交付金(歴史文化課)	△ 3,288
③学校施設環境改善交付金(総務課)	120,648
④デジタル田園都市国家構想推進交付金(学校教育課)	△ 1,170
⑤埋蔵文化財調査受託事業収入(歴史文化課)	△ 5,454
⑥校舎安全対策改修事業債(総務課)	△ 414,400
⑦トイレ環境整備事業債(総務課)	△ 25,200
⑧厨川小学校・厨川児童センター複合化事業債(総務課)	△ 7,100
⑨志波城古代公園櫓解体事業債(歴史文化課)	3,000
⑩教育費長寿命化事業債(総務課)	△ 36,200
⑪教育費長寿命化事業債(歴史文化課)	△ 41,200
⑫教育費長寿命化事業債(都南図書館)	△ 19,400
⑬教育費長寿命化事業債(市立高等学校)	△ 1,500
⑭北陵中学校校舎長寿命化改修事業債(総務課)	△ 52,300
⑮城東中学校屋内運動場長寿命化改修事業債(総務課)	△ 43,400
⑯トイレ改修事業債(総務課)	401,200
⑰教育施設空調設備整備事業債(総務課)	△ 10,000
⑱教育施設空調設備整備事業債(乙部地区公民館)	2,300
⑲上田公民館大規模改修事業債(上田公民館)	△ 8,900
その他	△ 4,647

《歳出》

【千円】

現計予算額	補正額	合計
11,880,477	△ 235,087	11,645,390

内 容

①総務事務(総務課)	43,860
②学校管理事務(小)(総務課)	△ 80,213
③校舎等維持補修事業(小)(総務課)	△ 26,550
④トイレ改修事業(小)(総務課)	101,506
⑤学校施設等整備事業(小)(総務課)	△ 7,661
⑥校舎安全対策改修事業(小)(総務課)	△ 273,939
⑦厨川小学校・厨川児童センター複合化事業(総務課)	△ 7,936
⑧学校管理事務(中)(総務課)	△ 37,577
⑨校舎等維持補修事業(中)(総務課)	△ 12,791
⑩トイレ改修事業(中)(総務課)	431,026
⑪北陵中学校校舎長寿命化改修事業(総務課)	△ 57,424
⑫学校施設等整備事業(中)(総務課)	△ 5,633
⑬校舎安全対策改修事業(中)(総務課)	△ 186,479
⑭トイレ環境整備事業(中)(総務課)	△ 23,244
⑮城東中学校屋内運動場長寿命化改修事業(中)(総務課)	△ 48,265
⑯総務事務(学務教職員課)	△ 4,708
⑰学校管理事務(中)(学務教職員課)	△ 6,502
⑱教育振興事業(中)(学務教職員課)	6,700
⑲総務事務(学校教育課)	4,254
⑳外国人英語指導講師招へい事業(学校教育課)	△ 4,407
㉑スクールサポート事業(学校教育課)	7,603
㉒総務事務(歴史文化課)	6,955
㉓盛岡城跡保存整備事業(歴史文化課)	△ 6,539
㉔志波城跡管理運営事業(歴史文化課)	3,899
㉕埋蔵文化財発掘調査受託事業(歴史文化課)	△ 5,454
㉖遺跡の学び館長寿命化修繕事業(歴史文化課)	△ 45,595
㉗総務事務(教育研究所)	6,151
㉘管理運営事業(中央公民館)	7,820
㉙管理運営事業(上田公民館)	4,486
㊀上田公民館大規模改修事業(上田公民館)	△ 9,889
㊁管理運営事業(乙部地区公民館)	6,570
㊂管理運営事業(市立図書館)	4,852
㊃都南図書館長寿命化修繕事業(都南図書館)	△ 21,513
㊄総務事務(市立高等学校教員)	5,754
その他	△ 4,204

議案第 30 号

盛岡市教育振興基本計画の策定について

盛岡市教育振興基本計画を別紙のとおり策定するものとする。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

提案理由

現行の盛岡市教育振興基本計画の計画期間が令和 6 年度に終了することから、新たに盛岡市教育振興基本計画を策定しようとするものである。

議案第 31 号

第三次学校給食施設整備実施計画の策定について

第三次学校給食施設整備実施計画を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

提案理由

第二次学校給食施設整備実施計画が令和 6 年度をもって終了することから、「盛岡市立小中学校学校給食基本方針（平成 25 年 12 月 24 日教育委員会策定、31 年 4 月 26 日改定）」に基づき、第三次学校給食施設整備実施計画を策定するものである。

議案第 32 号

盛岡市教育委員会行政組織規則及び盛岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
盛岡市教育委員会行政組織規則及び盛岡市教育委員会公印規則の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

盛岡市教育委員会行政組織規則及び盛岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
(盛岡市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第 1 条 盛岡市教育委員会行政組織規則（平成 4 年教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「室及び」を削り、同条の表課の項中「室及び」を削り、同条の表学校教育課の項を次のように改める。

学校教育課	学習指導係、学校経理係、学校情報係
-------	-------------------

第 5 条（見出しを含む。）中「室及び」を削る。

第 9 条の 2 を削る。

第 16 条第 3 号ウを削る。

第 33 条中「、都南歴史民俗資料館及び玉山歴史民俗資料館」を「及び都南歴史民俗資料館」に改める。

(盛岡市教育委員会公印規則の一部改正)

第 2 条 盛岡市教育委員会公印規則（平成 16 年 教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表学校以外の教育機関の長の項中

「		9 の 2	盛岡市玉山歴史民俗資料館長	”	”	”	玉山歴史民俗資料館長	玉山歴史民俗資料館長名をもって発する文書	を
---	--	-------	---------------	---	---	---	------------	----------------------	---

「		9 の 2	削除						に
---	--	-------	----	--	--	--	--	--	---

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

組織機構の見直しに伴う必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 33 号

盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 25 日提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 12 号）の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

提案理由

盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について
盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月22日提出

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

盛岡市歴史民俗資料館条例（平成4年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市巻堀字巻堀33番地1」を「盛岡市渋民字渋民9番地」に改める。

第3条第1項中「の許可」を「（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する歴史民俗資料館にあっては、指定管理者。以下第5条まで及び第8条において同じ。）の許可」に改める。

第9条中「に館長」を「（指定管理者が管理する歴史民俗資料館を除く。）に館長」に改める。

第10条を第17条とし、第9条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 歴史民俗資料館のうち盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の手続）

第11条 盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会が定める期限までに教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

（指定等の告示）

第12条 教育委員会は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

（変更の届出）

第13条 指定管理者は、その名称、住所その他教育委員会が定める事項に変更があったときは、速

やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第14条 指定管理者の行う盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第15条 盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項又は第4条第1項の許可を行うこと。
 - (2) 第3条第2項の規定に基づき、同条第1項又は第4条第1項の許可をしないこと。
 - (3) 第3条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第4条第1項の許可に条件を付すること。
 - (4) 第5条の規定に基づき、第3条第1項若しくは第4条第1項の許可を取り消し、第3条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは盛岡市玉山歴史民俗資料館からの退去を命ずること。
 - (5) 教育委員会規則で定めるところにより、開館時間を変更すること。
 - (6) 教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館すること。
 - (7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
 - (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。
 - 3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況

- (2) 入館者及び特別利用者の数
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他教育委員会が必要があると認めた事項

附 則

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市歴史民俗資料館条例第11条及び第12条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

盛岡市玉山歴史民俗資料館の移転に伴い当該施設の位置を改めるほか、当該施設の管理を指定管理者に行わせるため、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 34 号

盛岡市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令について
盛岡市立学校教職員服務規程の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

盛岡市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令

盛岡市立学校教職員服務規程（昭和49年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「をいう。）」を「をいう。第5条、第6条及び第10条において同じ。）」に改める。

第5条第1項中「により」の次に「（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）」を加える。

第6条第1項及び、第3項中「により」の次に「（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）」を加える。

第10条第1項中「職務専念義務免除承認整理票」の次に「（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）」を加え、同条第2項中「により」の次に「（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

市立小・中学校において、岩手県クラウド版統合型校務支援システムによる教職員の出勤簿、休暇処理票等の運用開始に伴い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による申出を追加で規定するものである。

議案第 35 号

盛岡市子ども科学館協議会委員の解嘱について

盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）第17条の規定に基づく盛岡市子ども科学館協議会委員を次のとおり解嘱するものとする。

令和7年3月25日提出

盛岡市教育委員会教育長 多田英史

解嘱（令和7年3月31日付け）

氏名	住所	生年月日	区分
澁谷 浩			学校教育関係者

提案理由

澁谷浩委員から辞任する旨の申出があったことから、これを認め解嘱しようとするものである。

盛岡市子ども科学館協議会委員名簿

令和7年4月1日現在（五十音順）

	氏名	推薦団体または所属	役職	区分	備考
1	かね た まゆみ 金 田 麻由美	岩手県工業技術センター	主査専門研究員	知識経験を有する者	
2	かわ 村 しほ 川 村 睦	岩手大学 情報基盤センター	准教授	知識経験を有する者	
3	こ ばやし まき み 小 林 昌 美	盛岡市教育研究会理科部会 (杜陵小学校)	部長	学校教育関係者	
4	しろ かわ つむ 白 澤 勉	盛岡市子ども会育成会連絡協議会	監事	家庭教育関係者	
5	たか ぎ こと 高 木 晃	岩手県立博物館	学芸第一課長 兼第二課長	社会教育関係者	
6	たけ ばら しん じ 竹 原 新 二	本宮地区町内会連絡協議会	委員	社会教育関係者	
7	なか むら とも し 中 村 悟 史	盛岡市PTA連合会	事務局長	家庭教育関係者	
8	なが ばら しん じ 長 畑 滋 彦	盛岡市中学校長会 (玉山中学校長)	行財政部員	学校教育関係者	
9	ひさ かわ てつ や 久 坂 哲 也	岩手大学教育学部 (理科教育)	准教授	知識経験を有する者	
10	ふじ ばら のぶ ひ 藤 原 信 彦	盛岡市教育研究会技術家庭科部会 (仙北中学校)	部長	学校教育関係者	
11	ほん だ たけ お 本 田 岳 雄	盛岡市立幼稚園長会 (米内幼稚園長)	会長	家庭教育関係者	
12	みず の たみ 水 野 匠	盛岡商工会議所	事務局長	知識経験を有する者	
13	やま ぐち あき 山 口 明	岩手大学理工学部 (物理・材料理工学科)	准教授	知識経験を有する者	

任期:令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

議案第 36 号

盛岡市先人記念館協議会委員の解嘱について

盛岡市先人記念館条例（昭和62年条例第21号）第18条の規定に基づく盛岡市先人記念館協議会委員を次のとおり解嘱するものとする。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

解嘱（令和 7 年 3 月 31 日 付け）

氏 名	住 所	生 年 月 日	区 分
小 石 孝 紀			学校教育
高 橋 克 壽			学校教育

提案理由

小石孝紀委員及び高橋克壽委員から辞任する旨の申し出があったことから、これを認め解嘱しようとするものである。

盛岡市先人記念館協議会委員名簿

令和7年4月1日現在（区分ごと五十音順）

	氏名	推薦団体または所属	役職	区分	備考
1	及川 亜希子 <small>おい かわ あき こ</small>	株式会社岩手日報社	編集局文化部長	知識経験を有する者	
2	工藤 健 <small>く どう けん</small>	岩手県立博物館	専門学芸調査員	知識経験を有する者	
3	佐々木 民夫 <small>さ さ き たみ お</small>	盛岡市芸術文化推進審議会	会長	知識経験を有する者	
4	佐々木 洋子 <small>さ さ き よう こ</small>	盛岡商工会議所	前地域振興部長	知識経験を有する者	
5	藤井 茂 <small>ふじ い げ</small>	一般財団法人新渡戸基金	理事長	知識経験を有する者	
6	関村 和絵 <small>せき むら かず え</small>	盛岡市社会教育委員	委員	社会教育	
7	工藤 昭敏 <small>く どう あき とし</small>	盛岡市PTA連合会	副会長	家庭教育	
8	君塚 裕子 <small>きみ づか ひろ こ</small>	盛岡市小学校長会 (盛岡市立河北小学校長)	研修部員	学校教育	

任期：令和5年11月1日から令和7年10月31日まで